

堺市立健康福祉プラザの利用料金の還付に関する基準

(趣旨)

第１条 この基準は、堺市立健康福祉プラザ条例（平成２２年条例第８号。以下「条例」という。）

第２１条第７項の規定に基づき、指定管理者における還付に関する取扱いについて必要な事項を定める。

(利用料金の還付)

第２条 利用料金を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が使用の許可の変更を承認した場合は、第２号及び第３号の規定は適用しない。

(1) 天災地変その他使用者の責めに帰すことができない事由により使用できなくなった場合
既納の利用料金の全額

(2) 使用者が、規則別表第２の１の項の表に掲げる施設（プール、体育室に限る。）を使用しようとする日前２８日までに使用許可の取消しをした場合 既納の利用料金の全額

(3) 使用者が、規則別表第２の１の項の表に掲げる施設（プール、体育室を除く。）を使用しようとする日前１４日までに使用許可の取消しをした場合 既納の利用料金の全額

２ 利用料金の還付を受けようとする者は、指定管理者が定める使用許可書を添付して業務責任者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が定める方法により、当該還付を受けようとする者が使用者本人であることを証したときは、使用許可書の添付を省略することができる。

附 則

(施行期日)

１ この基準は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

１ この基準は、令和５年３月２３日から施行する。